

芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行					
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市住環境紛争調停委員までの項省略)					市長	(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市住環境紛争調停委員までの項省略)				
	芦屋市都市景観審議会	景観の形成に必要な事項についての調査審議並びに景観の形成に関する事項及び風致地区内における許可を要する行為への特例基準の適用について意見を述べること。	10人以内(その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。)	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民 (4) 関係行政機関の職員	2年(臨時委員は、担当事務についての審議が終了するまでの期間)		芦屋市都市景観審議会	景観の形成に必要な事項についての調査審議及び景観の形成に関する事項について意見を述べること。	10人以内(その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。)	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民 (4) 関係行政機関の職員	2年(臨時委員は、担当事務についての審議が終了するまでの期間)
(芦屋市景観認定審査会から芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択協議会までの項省略)						(芦屋市景観認定審査会から芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択協議会までの項省略)					

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令による風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正により、10ヘクタール以上の風致地区内における建築等の規制に係る条例を制定する権限が兵庫県から移譲され、同地区内における建築等の規制に関し必要な事項を条例で定めるもの。

2 政令の基準と条例で定める内容の比較

条例で定める内容は、政令で定められている「従うべき基準」については、それぞれの基準に準じた内容とし、政令で基準が定められていない事項については、一部を除き、兵庫県条例（風致地区内における建築等の規制に関する条例）と同内容とする。

政 令	条 例	内 容
第3条第1項及び第2項	第2条及び別表第1	許可を要する行為
第3条第3項	第3条及び別表第2	適用除外
第4条	第5条第1項前段	許可の基準
第4条第1号及び第2号	別表第3 1(3)アからウまで及びカ並びに(4)イ	許可の基準（建築物等の新築）
第4条第3号	別表第3 5	許可の基準（建築物等の色彩の変更）
第4条第4号	別表第3 6	許可の基準（宅地の造成，土地の開墾その他の土地の形質の変更）
第4条第5号	別表第3 7	許可の基準（水面の埋立て又は干拓）
第4条第6号	別表第3 8	許可の基準（木竹の伐採）
第4条第7号	別表第3 9	許可の基準（土石類の採取）
第4条第8号	別表第3 10	許可の基準（屋外における土石，廃棄物又は再生資源の堆積）
*政令で基準が定められておらず，兵庫県条例と同内容とするもの。	第4条	風致地区の種別
	第5条第1項後段及び第2項	許可の基準（都市景観審議会の意見聴取等）
	別表第3 1(1)及び(2)	許可の基準（仮設の建築物等及

		び地下に設ける建築物等)
別表第3	1(3)エ及び3(3)エ	許可の基準(建築物が接する地盤面の高低差)
別表第3	1(3)オ	許可の基準(建築物の敷地面積に対する緑地率)
別表第3	1(4)ア	許可の基準(工作物の高さ)
別表第3	2から4まで	許可の基準(建築物等の改築, 増築及び移転)
第6条		監督処分
第7条		立入検査
第9条から第12条まで		罰則

* 政令：風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（従うべき基準）

3 条例制定の考え方

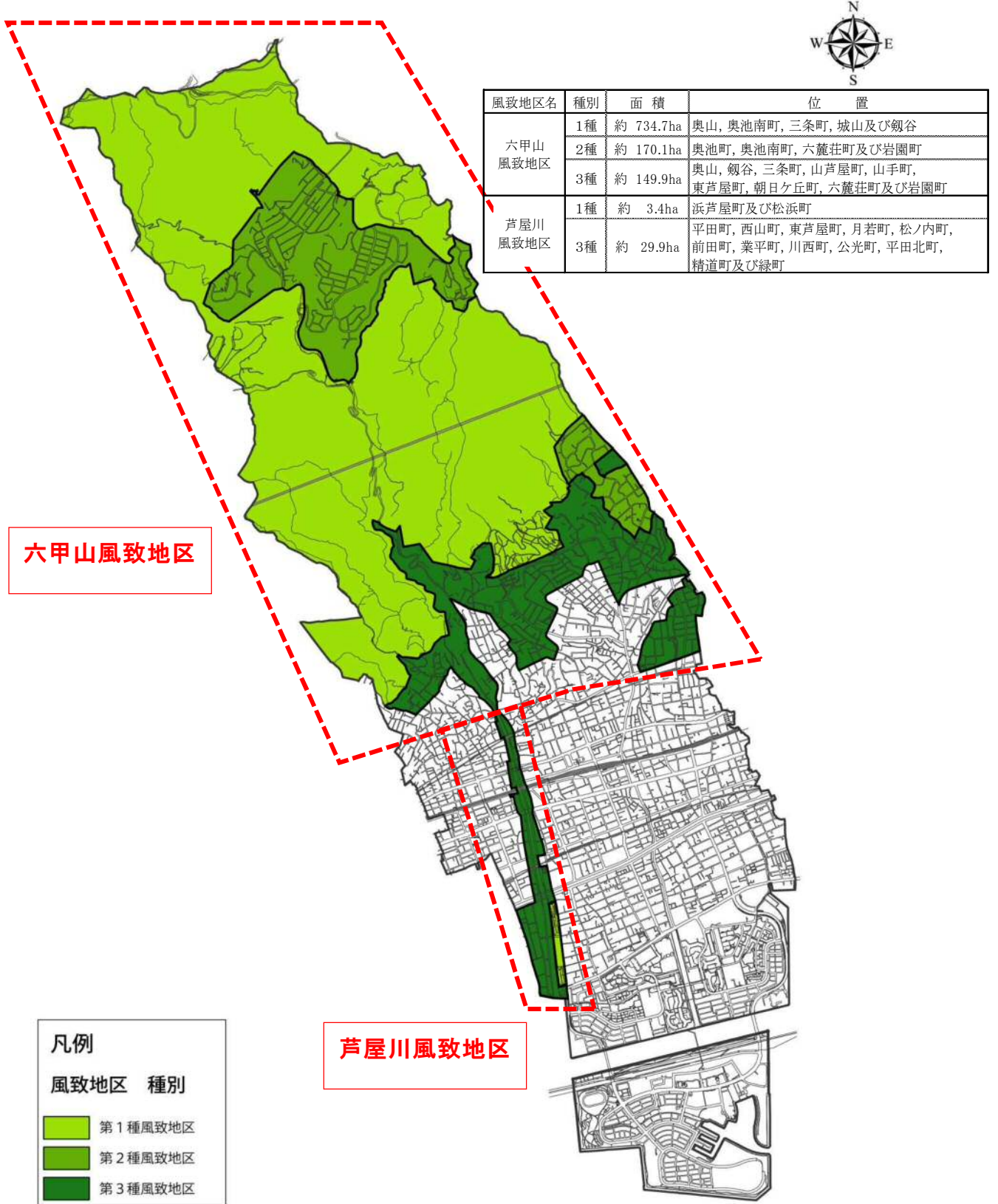
風致地区内における建築等の規制に関する条例を定めるに当たり、政令で定められている基準を踏まえて制定されている現行の兵庫県条例を基に行ってきた本市における建築等の規制の実績を検証した結果、兵庫県条例の内容が妥当であると判断したため、一部を除き、同内容を条例において定めるものとする。

4 規則で定める内容

芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例	芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（案）
（許可を要する行為）	（許可の申請）
第2条 風致地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、 規則 で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。	第2条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第1号）に、設計説明書（様式第2号）及び別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。許可を受けた行為の内容を変更しようとするときも同様とする。
(1)～(7) （省略）	
2 （省略）	
3 国、都道府県、市町村又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独	（協議） 第3条 条例第2条第3項の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。
	(1) 独立行政法人都市再生機構

<p>立行政法人をいう。) その他のこれに準ずる機関で規則で定めるものが行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。</p> <p>別表第3 (表省略)</p> <p>備考 1・2 (省略)</p> <p>備考 3 この表において「緑地率」とは、当該土地において規則で定める既存の良好な樹木等が保存されている面積又は規則で定める風致の維持に有効な植栽その他の措置が行われた面積の当該土地の面積に対する割合をいう。</p>	<p>(2) 国立研究開発法人森林総合研究所</p> <p>(3) 独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>(4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</p> <p>(5) 独立行政法人水資源機構</p> <p>(6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>(7) 独立行政法人環境再生保全機構</p> <p>(8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>(9) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)による地方住宅供給公社</p> <p>(10) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)による地方道路公社</p> <p>2 (省略)</p> <p>(緑地率に係る既存の良好な樹木)</p> <p>第10条 条例別表第3備考第3項に規定する規則で定める既存の良好な樹木は、その位置、規模及び植生状態が、当該土地及びその周辺における風致の維持上有効であるものとする。</p> <p>(緑地率に係る風致の維持に有効な植栽)</p> <p>第11条 条例別表第3備考第3項に規定する規則で定める風致の維持に有効な植栽は、当該土地において風致の維持上有効な位置に、10平方メートルにつき6本とし、うち植栽時の高さが3.5メートル以上の高木1本以上及び植栽時の高さが1.5メートル以上の中木2本以上とする。</p>
---	---

芦屋市の風致地区



六甲山風致地区

芦屋川風致地区

凡例
風致地区 種別

- 第1種風致地区
- 第2種風致地区
- 第3種風致地区

1:24,000

